

第8回名立区地域協議会 次第

日時：令和元年11月26日（火）午後6時30分から
場所：名立区総合事務所 2階第2会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1) 公の施設の使用料改定について…資料No.1

- (2) 今後の「公の施設の再配置計画」の取組について（行政改革推進課）
…資料No.2

- (3) うみてらす名立風力発電所の民間譲渡に向けた公募について（環境保全課）
…資料No.3

- (4) 総合事務所の時間外受付の見直し方針等について（自治・地域振興課）
…資料No.4

- (5) 次期公共交通計画策定における名立区の対応について…資料No.5

3 その他事項

令和元年度第9回地域協議会の開催予定

・令和元年 月 日（ ）午後 時 分から

4 閉 会

1 使用料改定の背景・目的

- 公の施設は、行政サービスの一環であり、公費と施設を利用する皆さんからの使用料によって、施設の維持管理を行っています。
- 施設の老朽化や利用者数の減少等の環境変化を反映させる必要があるとともに、本年10月から消費税率が引き上げられました。
- このような背景を踏まえ、利用者負担の適正化を図るため、使用料の改定を行います。

2 使用料算定の考え方

- 施設の区分に応じて考え方をまとめ、維持管理費の二分の一を負担していただくことを基本に使用料を算定しています。
- 使用料の増額改定に伴い、施設を利用する皆さんの急激な負担増や、増額に伴う利用控えの影響を少なくするため、増額の幅が最大でも1.2倍程度となるよう調整しています。

| 現行使用料（単価） | 調整率 |
|--------------|------------|
| 1,000円以下の施設 | 現行使用料の1.2倍 |
| 1,000円を超える施設 | 現行使用料の1.1倍 |

- 算定の考え方等

| 基準 | 算定の考え方 | 施設の区分 | 算定例 |
|----|---|----------------------|--|
| A | <ul style="list-style-type: none"> 維持管理費の状況を踏まえた利用者負担となるよう算定しています。 現行使用料に調整率を乗じた額としています。 | 貸館施設 体育施設 | 市民プラザ 会議室 1時間当たり 現行使用料 700円 $700円 \times 1.2倍 = 840円$ |
| B | <ul style="list-style-type: none"> 地域の集会施設などについては、どの地域でも同程度の単価となるよう算定しています。 部屋の機能に応じ、1㎡当たりの平均単価に各部屋の面積を乗じた額と、現行使用料を比較し、算定しています。 | 地域の集会施設 | 高士地区公民館 調理室 1時間当たり 現行使用料 160円 1㎡の当たりの平均単価 $4円 \times 45㎡ = 180円$ |
| C | <ul style="list-style-type: none"> 消費税率の改定に対応して、税の引上げ相当分を加算するなどして、算定しています。 | 既に適正な利用者負担がなされている施設等 | 総合体育館 1時間当たり 現行使用料 1,500円 $1,500円 + 2\% (27円) = 1,530円$ |

3 改定使用料案

- 改定する使用料は、現行使用料に対して消費税率引き上げ相当分(約2%)から最大でも1.2倍程度の引き上げを行います。
- 詳細は裏面「改定使用料案の新旧対照表」を参照してください。

4 改定予定時期

- 市議会12月定例会に関係条例の改正案を提案し、議会での議決を前提として、令和2年4月1日以降の利用から改定後の使用料の額を適用します。

改定使用料案の新旧対照表(名立区)

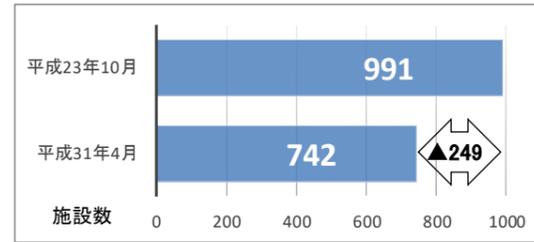
| 施設名 | 区分 | | 算定基準 | 単位 | 現行使用料 (税込・①) | 改定額案 (税込・②) | 差額 (②-①) | 倍率 (②/①) |
|--------------|-----------|----------------------|------|------|-----------------|----------------|-------------|-------------|
| シーサイドパーク名立 | ビックボブスレー | 1回券 | C | 1回 | 300 | 310 | 10 | 1.03 |
| | | 6回券 | | 6回 | 1,500 | 1,550 | 50 | 1.03 |
| | ローラーライダー | | | 1回 | 150 | 160 | 10 | 1.07 |
| | パーベキューハウス | | | 1区画 | 1,000 | 1,020 | 20 | 1.02 |
| | 占用料 | 物品の販売、募金その他これらに類する行為 | | 1日1㎡ | 100 | 110 | 10 | 1.10 |
| 円田荘 | 和室 | | B | 1時間 | 120 | 140 | 20 | 1.17 |
| | 調理実習室 | | | 1時間 | 100 | 110 | 10 | 1.10 |
| | 多目的ホール | | | 1時間 | 230 | 270 | 40 | 1.17 |
| | 大会議室 | | | 1時間 | 260 | 310 | 50 | 1.19 |
| | 小会議室 | | | 1時間 | 120 | 130 | 10 | 1.08 |
| ろばた館 | 浴室 | 中学生以上 | C | 1人 | 400 | 450 | 50 | 1.13 |
| | | 中学生以上回数券 | | 12回 | 4,200 | 4,700 | 500 | 1.12 |
| | | 小学生 | | 1人 | 250 | 300 | 50 | 1.20 |
| | | 小学生回数券 | | 12回 | 2,600 | 3,100 | 500 | 1.19 |
| | | 3歳以上の未就学児 | | 1人 | 150 | 160 | 10 | 1.07 |
| | | 3歳以上の未就学児回数券 | | 12回 | 1,600 | 1,600 | 0 | 1.00 |
| | 会議室 | | | 1時間 | 570 | 590 | 20 | 1.04 |
| | 研修室 | | | 1時間 | 150 | 160 | 10 | 1.07 |
| | 生活実習室 | | | 1時間 | 370 | 380 | 10 | 1.03 |
| | 生きがい創造室 | | | 1時間 | 230 | 240 | 10 | 1.04 |
| 不動地域生涯学習センター | 体育館 | | B | 1時間 | 500 | 600 | 100 | 1.20 |
| | ふれあいルーム | | | 1時間 | 190 | 220 | 30 | 1.16 |
| | 会議室 | | | 1時間 | 120 | 150 | 30 | 1.25 |
| | 体験交流室 | | | 1時間 | 190 | 200 | 10 | 1.05 |
| | 調理実習室 | | | 1時間 | 120 | 150 | 30 | 1.25 |
| | 第1研修室 | | | 1時間 | 190 | 200 | 10 | 1.05 |
| | 第2研修室 | | | 1時間 | 190 | 200 | 10 | 1.05 |
| 名立地区公民館 | 第1会議室 | | B | 1時間 | 260 | 270 | 10 | 1.04 |
| | 第2会議室 | | | 1時間 | 350 | 360 | 10 | 1.03 |
| | 第3会議室 | | | 1時間 | 240 | 250 | 10 | 1.04 |
| | 第1講座室 | | | 1時間 | 120 | 130 | 10 | 1.08 |
| | 第2講座室 | | | 1時間 | 180 | 190 | 10 | 1.06 |
| | 調理室 | | | 1時間 | 130 | 140 | 10 | 1.08 |
| | 体育館 | | | 1時間 | 700 | 840 | 140 | 1.20 |
| 名立地区公民館上名立分館 | 多目的ホール | | B | 1時間 | 200 | 210 | 10 | 1.05 |
| | 会議室 | | | 1時間 | 100 | 110 | 10 | 1.10 |
| | 調理実習室 | | | 1時間 | 100 | 110 | 10 | 1.10 |
| | 研修室 | | | 1時間 | 290 | 300 | 10 | 1.03 |

今後の「公の施設の再配置計画」の取組について

公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

1 これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、平成31年4月1日現在、742施設となっています。



2 現状と課題

現状

○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和27年には、推計で約14万人となる見込み。
(H31.4.1現在の人口：192,068人)

○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。(R2~R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。
(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)
- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

課題

- 人口減少
- 施設機能の重複する配置
- 施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制
- 施設機能の適正な維持
*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

公の施設の再配置計画（個別施設計画）について

1 公の施設の再配置の必要性

将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

2 基本事項

- 計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

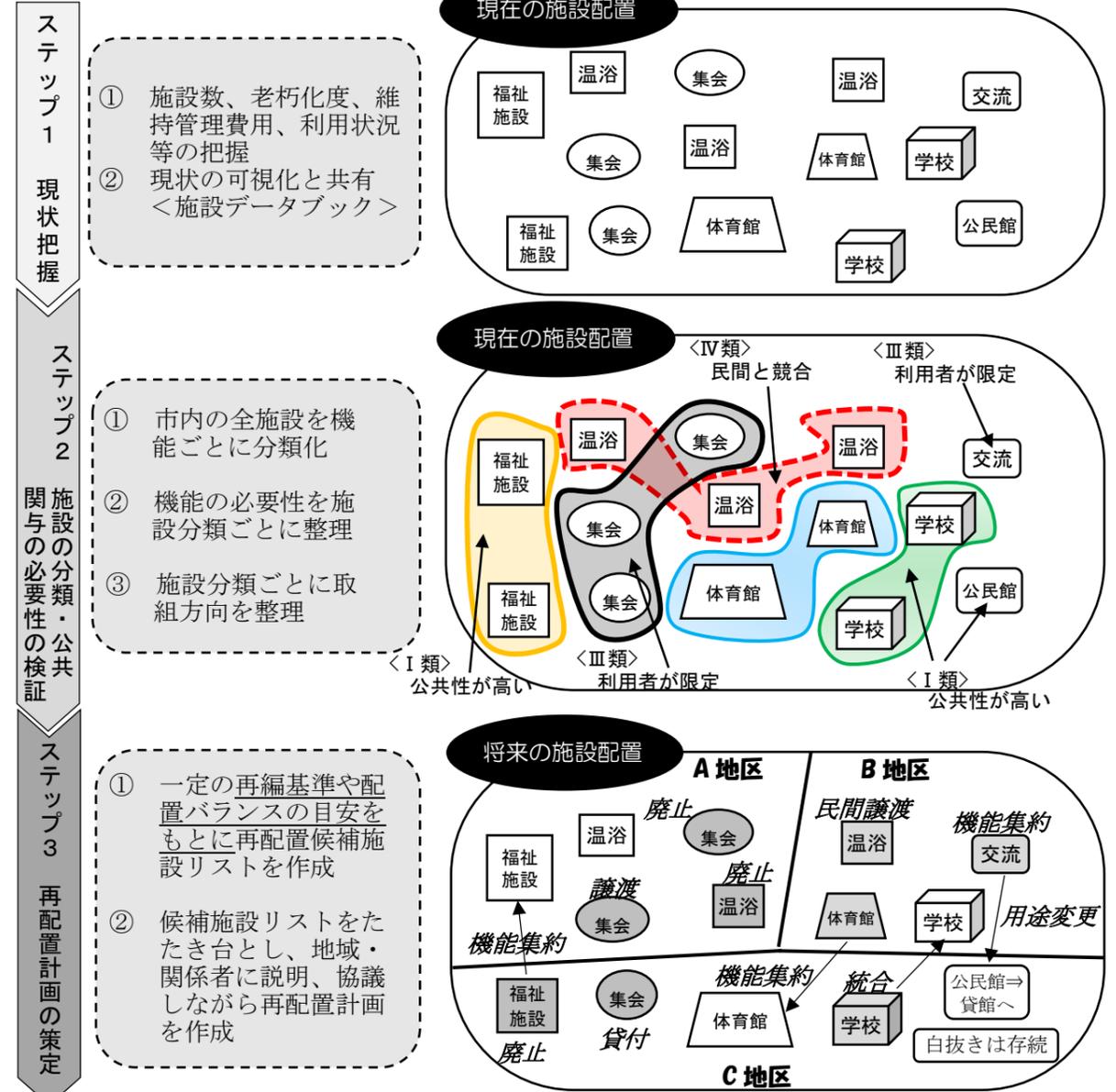
| | | | | | | | | | |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------------------|-------|--------|--------|--------|
| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
| 全体の計画期間(令和3年度から令和12年度) | | | | | | | | | |
| 前期(令和3年度から令和7年度) | | | | | 後期(令和8年度から令和12年度) | | | | |

見直し

3 今後の取組の方針

| 取組方針 | 具体的な取組 |
|-------------------------------|-----------------|
| ①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討 | 廃止(休止) 用途の変更 |
| ②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討 | 機能の集約 |
| ③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討 | 民間譲渡 貸付又は譲渡 |
| ④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討 | 施設の長寿命化 |

4 今後の取組のイメージ



将来的な施設の配置について

今後、人口減少等による利用状況の変化などに対応するため、これまで地域自治区ごとに配置している施設を、複数の地域自治区で供用すること、また、複数の異なる機能の施設を集約することで維持管理費用の削減を図ることが必要と考えています。

■施設一覧

【28名立】

| 通番 | 施設名 | カテゴリー | 建築 (設置) 年度 | 利用者数 (H26~28の 3か年平均) (人) | 公費負担額 (H26~28の 3か年平均) (千円) |
|----|--------------|---------|------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 名立生活支援ハウス | 生活支援ハウス | H7 | 4,553 | 13,230 |
| 2 | 名南保育園 | 保育園 | S46 | - | 51,059 |
| 3 | 旭住宅 | 市営住宅 | H3 | 51 | ▲ 4,969 |
| 4 | 市営賃貸住宅 旭第二住宅 | 市営賃貸住宅 | H3 | 5 | ▲ 1,056 |
| 5 | 名立児童館 | 児童館 | S46 | 1,053 | 3,135 |
| 6 | 名立保健センター | 保健センター | S58 | 370 | 1,706 |
| 7 | シーサイドパーク名立 | 中規模公園 | H5 | 14,975 | 6,153 |
| 8 | 岩屋堂うるおい広場 | 農村公園 | H2 | - | 137 |
| 9 | 赤野俣農村公園 | 農村公園 | H6 | - | 208 |
| 10 | 折居農村公園 | 農村公園 | H3 | - | 139 |
| 11 | 折平農村公園 | 農村公園 | H6 | - | 193 |
| 12 | 東蒲生田農村公園 | 農村公園 | H9 | - | 182 |
| 13 | 不動農村公園 | 農村公園 | H10 | - | 263 |
| 14 | 新井町児童遊園 | 児童遊園 | S49 | - | 162 |
| 15 | 小泊児童遊園 | 児童遊園 | S61 | - | 193 |

| 通番 | 施設名 | カテゴリー | 建築 (設置) 年度 | 利用者数 (H26~28の 3か年平均) (人) | 公費負担額 (H26~28の 3か年平均) (千円) |
|----|---------------|-----------|------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 16 | ひなさき児童遊園 | 児童遊園 | H9 | - | 108 |
| 17 | 下名立地域生涯学習センター | 生涯学習センター | H5 | 538 | 3,762 |
| 18 | 不動地域生涯学習センター | 生涯学習センター | S30 | 6,290 | 3,888 |
| 19 | 名立地区公民館 | 公民館 | H25 | 12,994 | 8,267 (94) |
| 20 | (名立コミュニティプラザ) | コミュニティプラザ | | | |
| 21 | 名立地区公民館上名立分館 | 公民館 | H16 | 1,339 | 2,144 |
| 22 | 円田荘 | 地区集会施設 | S55 | 1,565 | 1,267 |
| 23 | ろばた館 | 日帰り温浴施設 | H7 | 12,389 | 20,085 |
| 24 | うみてらす名立 | 宿泊温浴施設 | H12 | 373,740 | 73,624 |

※公費負担額において、併設されている施設の負担額は、主たる施設の負担額に合わせて計上。

下段の()は、上段の負担額のうち、併設されている施設の負担額。

※農業集落排水処理施設を除く。

うみてらす名立風力発電所の民間譲渡に向けた公募について

環境保全課

1 公募する理由

うみてらす名立風力発電所は、平成15年から漁港施設や交流施設へ発電した電力を供給し、再生可能エネルギーの普及啓発を図るとともに、漁港や地域のシンボルとして、交流人口の拡大に寄与してきました。しかしながら、度重なる落雷被害や経年劣化に伴う故障により、安定的な運転及び売電収入の確保が困難であり、復旧にも多額の費用を要すことから、年々赤字が膨らんでいます。

このため、市としては、事務事業評価の結果に基づき、施設の廃止を予定しているところですが、民間譲渡による風力発電事業の継続を検討しています。譲渡先の選定にあたっては、国の補助金を活用し設置したことを踏まえ、地域貢献の観点も含めた企画提案を募集します。

【事務事業評価の結果（令和元年11月25日公表）】

| 事業名 | 事業概要 | 区分 | 内容 |
|----------|--|----|---|
| 風力発電管理事業 | <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの活用による温室効果ガス排出量の削減 風力発電を活用した再生可能エネルギーの普及啓発 | 廃止 | <ul style="list-style-type: none"> 全ての風力発電施設の民間譲渡に向けた取組を進める 令和2年度末をもって全ての風力発電施設の停止により特別会計を廃止し、関連経費を一般会計へ移行する。 |

2 名立風車の収支状況

(単位：千円)

| 区分 | | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|------------|-------|---------|--------|---------|---------|-------|
| 歳入 A | 売電収入 | 10,093 | 11,422 | 5,361 | 32 | 9,142 |
| | 災害共済金 | 0 | 0 | 0 | 3,671 | 791 |
| | 計 | 10,093 | 11,422 | 5,361 | 3,703 | 9,933 |
| 歳出 B | | 21,203 | 11,114 | 19,827 | 16,435 | 9,577 |
| 収支 C=(A-B) | | △11,110 | 308 | △14,466 | △12,732 | 356 |

【大規模修繕（1千万円以上）】

(単位：千円)

| 発生年月 | 要因 | 損害箇所等 | 復旧費 | 共済金 | 停止日数 |
|--------|----|---------------|--------|--------|------|
| H15.12 | 落雷 | ブレード外皮落下 | 32,240 | 32,240 | 78日 |
| H19.2 | 落雷 | ブレード発火・1枚落下 | 83,790 | 37,590 | 622日 |
| H28.12 | 落雷 | 落雷警報器・風車制御装置等 | 15,590 | 4,461 | 474日 |

<参考：風力発電事業の施設別収支状況>

【収支決算状況（H13～30年度累計）】

(単位：千円)

| 科目 | | 名立風車 | 1号機 | 2号機 | 3号機 | 計 |
|------------|---------|----------|---------|---------|---------|----------|
| 歳入 A | 売電収入 | 78,341 | 125,782 | 71,814 | 97,712 | 373,649 |
| | 災害共済金 | 77,963 | 65,308 | 30,694 | 35,322 | 209,287 |
| | その他特定財源 | 15 | 18,348 | 4,134 | 2,367 | 24,864 |
| | 計 | 156,319 | 209,438 | 106,642 | 135,401 | 607,800 |
| 歳出 B | | 260,217 | 229,361 | 155,960 | 166,108 | 811,646 |
| 収支 C=(A-B) | | △103,898 | △19,923 | △49,318 | △30,707 | △203,846 |

【裏面あり】

3 公募について

(1) 募集概要及び選定方法

施設の事業用地及びその周辺において、現設備の継続使用又は現設備を使用せずに撤去し、新規設備を設置する風力発電事業について企画提案を募集し、事業候補者を選定します。事業候補者の選定にあたっては、提出された企画提案書の内容について、書類審査及びプレゼンテーションを行います。

なお、公募は、市の全ての風力発電施設（4基：1～3号機、名立風車）を対象とし、施設ごとに譲渡するため、名立風車が譲渡に至らない可能性があります。その場合は、施設を廃止し、設備を撤去する予定ですが、それまでの間は、風力発電施設の設置者に義務付けられている法定点検を実施し、安全面に配慮していきます。

(2) 応募資格（主なもの）

- ① 日本国内に本社又は事業所を有する法人であること。
- ② 上越市税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- ③ 企画提案募集に係る公告の日から事業実施予定者選定の日までの期間に、上越市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

(3) スケジュール（予定）

| | | |
|---------------------|-------------|-----------------------------|
| ① 公募要領の公表 | 令和元年12月上旬 | |
| ② 応募意向書の提出期限 | 令和2年1月上旬 | |
| ③ 応募書類の受付期限 | 令和2年2月上旬 | |
| ④ 書類審査・プレゼンテーションの実施 | 令和2年2月中旬～下旬 | |
| ⑤ 事業実施候補者の選定 | 令和2年2月下旬 | } 事業実施候補者による 事業検討（詳細調査等） |
| ⑥ 設備の引渡し期限 | 令和3年3月末 | |

総合事務所の時間外受付の見直し方針等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課
名立区総合事務所

1 見直し方針について

(1) 時間外受付を開設する総合事務所について

○ 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び**名立区**）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直を配置しないものとします。

(2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

○ 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

(3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

○ 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

<電話転送先>

| | | |
|-----------------------|---|----------------|
| ○安塚区及び大島区 | ⇒ | 浦川原区総合事務所に転送 |
| ○大潟区及び吉川区 | ⇒ | 柿崎区総合事務所に転送 |
| ○牧区、中郷区及び清里区 | ⇒ | 板倉区総合事務所に転送 |
| ○頸城区、三和区及び 名立区 | ⇒ | 木田庁舎に転送 |

(4) 時間外における防災行政無線の放送について

○ 災害に関する避難情報の発令等の放送は、職員がこれまでどおり対応します。

○ クマ目撃や大規模な停電の発生等に関する放送は、これまでどおり職員が登庁して放送します。

※ 火災の発生については、糸魚川大火のような大規模で延焼の恐れがある場合には放送いたします。また、消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集し対応することとなっています。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

(参考) 「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯情報（不審者情報・事件情報）② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等） |
|--|

(5) 時間外における施設の防犯対策について

○ 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

※名立区総合事務所2階にある上越消防北消防署名立分遣所は、これまでどおり夜間呼出用インターホンや上越地域消防本部 119 番非常電話がご利用いただけます。

(6) 指定緊急避難場所の開設について

○職員等が不在の時間帯は、名立分遣所職員が指定緊急避難場所を開設します。

(参考) コミュニティプラザのご利用について

○名立地区公民館内にある名立コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

2 今後の主な予定について

令和元年 11～12月 補正予算の市議会への提案・審議

令和2年 1～2月 機械警備導入に向けた契約事務

3月 時間外受付に関する広報等でのお知らせ
機械警備導入に向けた工事

4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

※ 1月以降は、予算の補正が行われた場合のものです。

次期公共交通計画策定における名立区の対応について

1 具体的な対応策（6月28日開催の町内会長会議での説明内容）

（1）高校生等の客層の取込み【市営バス】

・学生定期券の導入

バスの学生定期券の種類及び価格 ※路線バスの価格を参考

（2）土休日の利用促進や回送の見直し【市営バス】

①回送の見直し

16時44分うみてらす名立発南部行き便が終点の東飛山に17時12分に到着した後の回送を折り返し北部行き便に設定する。

②公民館事業及び区内イベントとの連携【市営バス】

イベント主催者等と連携し、土休日便の時刻及び公民館事業や区内イベントとの時間の調整等を行い、土休日便の利用促進を図る。

③お得な乗車券の導入【市営バス】

（仮）市営バス東飛山線サポーター乗車券（土休日の乗り放題乗車券）の導入の検討

（3）重複路線の運行再編【路線バス】

路線が重複する名立線、能生線の運行を再編する。

2 対応策の検討状況

（1）学生定期券の導入【市営バス】

令和3年4月からの実施予定としていたが、令和2年4月からの実施に向けて準備中（裏面料金表参照）

（2）土休日便の回送の見直し【市営バス】

令和3年4月からの実施予定としていたが、令和2年4月からの実施に向けて検討中（運輸局及び県との調整が必要なため）

（3）お得な乗車券の導入【市営バス】

令和3年4月からの実施に向けて検討中

（4）重複路線の運行再編【路線バス】

乗降調査等検証の結果、運行時間の変更など、再編することによる児童生徒や高齢者などの現利用者への影響が大きいことが判明したことから、再編せず現行の運行を維持することとする。

■ 学生定期券料金表

(単位：円)

| 種類 | 1 か月 | 3 か月 | 6 か月 |
|---------------------|--------|--------|--------|
| 片 道 | 3,840 | 10,950 | 20,740 |
| 往 復 | 7,680 | 21,890 | 41,470 |
| (参考)回数券を 往復利用の場合 | 10,800 | 32,400 | 64,800 |